

広島県告示第八百二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定によって、次のとおり保安林を指定する。

平成二十二年十月十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 保安林の所在場所

三次市作木町香淀字休石四七五の二、四七五の三、四八一の二、四八一の三、五〇六、五〇九の一から五〇九の三まで、五一〇、字川ヶ八一二の三、字上組八二六の三、八二七の四

二 指定の目的

公衆の保健

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県農林水産局農林整備部森林保全課及び三次市役所に備え置いて縦覧に供する。）